

様式12

令和6年4月5日

茨城県知事 殿

茨城県古河市東牛谷 815-1

医療法人 恵樹会

理事長 板橋 直樹

電話 0280 (23) 2890

決 算 届

令和2年4月1日から 令和3年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。



様式 1.2

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

(注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

[別 紙]
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 恵樹会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 茨城県古河市東牛谷 815-1
- (3) 設立認可年月日 平成 23 年 2 月 18 日
- (4) 設立登記年月日 平成 23 年 3 月 24 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	いたばし糖尿病内科皮フ科クリニック	0411504 081	茨城県古河市東牛谷 815-1	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 5 月 24 日 令和 2 年度決算の決定

様式 2

法人名 医療法人 恵樹会
 所在地 茨城県古河市東牛谷815-1

※医療法人整理番号

財 产 目 錄
 (令和3年3月31日現在)

1. 資 产 額	432,488 千円
2. 負 債 額	234,118 千円
3. 純 資 产 額	198,370 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	386,313
B 固定資産	46,175
C 資産合計 (A+B)	432,488
D 負債合計	234,118
E 純資産 (C-D)	198,370

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療法人 恵樹会
 所在地 茨城県古河市東牛谷815-1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	386,313	I 流動負債	68,580
II 固定資産	46,175	II 固定負債	165,538
1 有形固定資産	22,069		
2 無形固定資産	0	負債合計	234,118
3 その他の資産	24,106		
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 基 金	19,385
		II 積立金 (うち代替基金)	178,985 (19,000)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	198,370
資産合計	432,488	負債・純資産合計	432,488

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに
 に、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 恵樹会
所在地 茨城県古河市東牛谷815-1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	598,150
2 事業費用	623,250
本来業務事業損失	△ 25,100
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 25,100
II 事業外収益	20,587
III 事業外費用	3,128
IV 特別利益	0
V 特別損失	3,110
税引前当期純利益	△ 10,751
法人税等	72
当期純利益	△ 10,823

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監事監査報告書

医療法人 恵樹会
理事長 板橋 直樹 殿

私は、医療法人 恵樹会の 令和2年会計年度(令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和3年5月23日

医療法人 恵樹会

[印影]